

1. 会合名	第 47 回理事会 (Web 会議方式)
2. 日時	2021 年 6 月 17 日 (木) 午後 1 時 30 分～3 時 00 分
3. 議案	<p>第 1 号議案 2020 年度事業報告 (案) 及び収支決算 (案) について</p> <p>第 2 号議案 2020 年度紛争解決業務等実施状況の検証について</p> <p>第 3 号議案 2021 年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について</p> <p>第 4 号議案 通常総会の開催について</p> <p>第 5 号議案 あっせん委員の選任及び「あっせん委員候補者の推薦について」の改正について</p> <p>第 6 号議案 運営審議委員会規則の改正及び運営審議委員会委員の選任について</p> <p>第 7 号議案 あっせん委員候補者推薦委員会委員の選任について</p>
4. 主な内容	<p>1. 2020 年度事業報告案及び収支決算案について</p> <p>2. 2020 年度紛争解決業務等実施状況の検証について</p> <p>議長は、第 1 号議案及び第 2 号議案については関連していることから、一括での説明を求め、第 1 号議案 2020 年度事業報告及び収支決算案については高橋専務理事から説明が行われ、2020 年度紛争解決業務等実施状況の検証については事務局から説明があり、また、山本監事より「定款第 16 条第 4 項に基づき、2020 年度における業務執行の状況及び財産の状況について監査した結果、監査報告書のとおり、業務報告に関する書類及び決算に関する書類はいずれも正しく記載されており、また、不正の行為や法令等に違反する重大な事実は認められない。」との報告があった。これを全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言下であっせんを延期していたということであるが、オンラインで対応できるような仕組みの導入予定があるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ (事務局からの回答) <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせんは高齢者の方が多く、リテラシーの問題かもしれないが、オンラインで開催して欲しいという申出がこれまでのところない。あっせん委員からも対面でお話をして、あっせんの中身を理解し納得いただくことが極めて重要ではないかという意見を伺っており、現時点では積極的にオンラインを進めましょうということにはなっていない。 ・ 重要な御指摘をいただいたと思っており、直ちにということではないとしても、検討には着手すべきと思っている ・ 苦情の内容別内訳について「その他の苦情と」あるが、その実例として、業者のコールセンターの電話が繋がらないというものも F I N M A C が扱うものなのか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ (事務局からの回答) <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券会社などがお客様に交付している契約締結前交付書面には、私ど

も F I N M A C の連絡先が大きく書かれている実情があり、お客様はそこを見て F I N M A C に対してかけてくるのは、やむを得ない。

(理事からの回答)

- ・ これは立派な苦情であり、業界として解決しなければいけない問題と考えている。
- ・ あっせんが不調に終わり、特別調停案を出さない事案について、その後の状況や申立人へのアフターケアはしているのか。

⇒ (事務局からの回答)

- ・ 何もアクションを起こさずに終わったのか、あるいは現実に裁判を起こされたかについては、残念ながら、手元にはデータはない。ただし、アフターケアとしては、その場で不調に終わったときに、私どもの相談員あるいはあっせん委員からは、論点が大分絞られているといった点を考えて、もし裁判をする必要があれば弁護士の方と相談をされてはどうかといったようなサジェスションはさせてはいただいている。

(理事からの回答)

- ・ あっせんの申立ての際にお客さんに弁護士がついているような場合、証券会社側としては警戒することもあり、あっせんも不成立になりやすく、特別調停に持っていっても裁判になってしまうというようなこともある。いかにあっせんの段階で、両者の主張を歩み寄らせるか、そこに尽きるのではないか。

3. 2021 年度事業計画案及び収支予算案について

2021 年度事業計画案及び収支予算案について、高橋専務理事から説明があり、これを全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

4. 通常総会の開催について

通常総会の開催について、高橋専務理事から説明があり、これを全員に諮ったところ、原案どおり承認された。

5. あっせん委員の選任及び「あっせん委員候補者の推薦について」の改正について

あっせん委員の選任及び「あっせん委員候補者の推薦について」の改正について、事務局から説明があり、これを全員に諮ったところ、原案どおり承認された。

6. 運営審議委員会規則の改正及び運営審議委員会委員の選任について

運営審議委員会規則の改正及び運営審議委員会委員の選任について、事務局から説明があり、これを全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

その後、議長より「運営審議委員会規則第 4 条第 2 項において、本委員会の委員長及び副委員長は、理事会の同意を得て、理事長が選任することとなっており、皆様の同意が得られれば、委員長には引き続き弥永 真生氏を選任したい」旨の発言があり、全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

7. あっせん委員候補者推薦委員会委員の選任について

あっせん委員候補者推薦委員会委員の選任について、事務局から説明があり、これを全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

その後、議長より「『理事会決定「3. 構成及び運営（5）」により、本委員会の委員長は、理事会の同意を得て、理事長が指名することとなっており、皆様の同意が得られれば、委員長には引き続き金子 晃氏を選任したい」旨の発言があり、全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

以 上